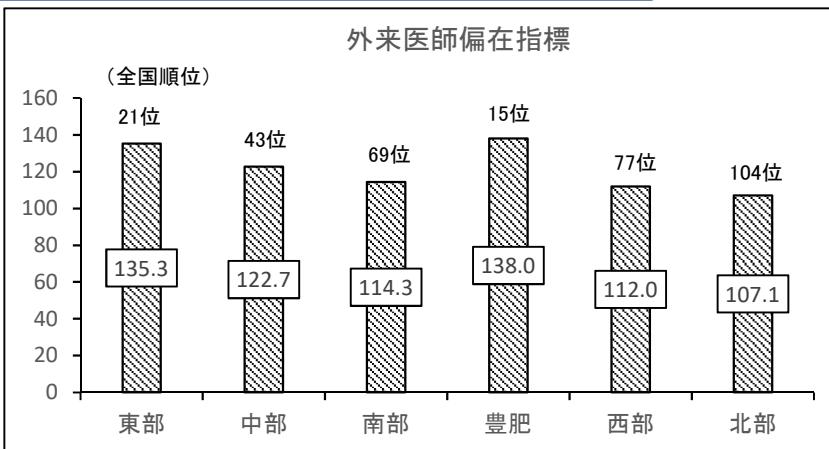


大分県外来医療計画の概要

第1章 外来医療計画に関する基本的事項

- (1)趣 旨：地域における外来医療機能の偏在・不足等に対応するため、医療計画において「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」を追加し策定するもの
- (2)策定根拠：医療法第30条の4 第2項第10号
- (3)期 間：令和2年度～5年度（4年間）
- (4)位置付け：医療計画の一部として策定

第2章 外来医療提供体制の現状と課題



○二次医療圏ごとに診療所の医師の多寡を外来医師偏在指標として可視化

○外来医師偏在指標の全国335医療圏の上位33.3%(112位以上)に該当する二次医療圏を、外来医療多数区域と設定



県内全ての二次医療圏が外来医療多数区域に該当

第3章 今後の施策の方向

- (1) 新規開業者等に対し、開業する区域における外来医師偏在指標や、当該区域における診療科ごとの診療所医師数等について情報提供
- (2) 外来医師多数区域においては、新規開業者等に対し、地域で不足する外来医療機能（初期救急医療、在宅医療、公衆衛生に係る医療等）を担うことを求める



個々の医師の行動変容を促し、外来医療の偏在是正を図る

第4章 医療機器の効率的な活用

- (1) 地域の医療ニーズを踏まえた地域ごとの医療機器の配置状況を可視化する指標を作成し、医療機器を有する医療機関を可視化した上で、新規購入希望者に対してこれらの情報を提供する
 - 対象の医療機器…CT、MRI、PET、放射線治療(リニアック及びガンマナイフ)、マンモグラフィ
- (2) 医療機関が対象となる医療機器を購入する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画の作成を求める

第5章 外来医療計画の推進

- (1) 本計画の趣旨と内容について様々な機会を利用して周知を行う
- (2) 地域医療構想調整会議において外来医療提供体制の協議を行い、必要に応じて施策の見直しを図る